

【様式2】

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募に付する事項等

(1) 業務の名称

法律問題の鑑定を行う業務等

(2) 業務の内容、実施場所、方法等

「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 報酬額及び支払時期

イ 報酬額

年額648,000円（うち消費税及び地方消費税額48,000円）以内とする。

ロ 支払時期

契約期間満了後、支払請求書を受理した日から30日以内に一括して支払う。

2. 公募に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当しない者であること。

（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条、第5条又は第6条の規定により弁護士の資格を有する者であること。

(6) 札幌弁護士会に所属する弁護士であること。

(7) 札幌市に弁護士法第20条に規定する法律事務所を有すること。

(8) 別紙「仕様書」記載の業務を履行できること。

3. 応募要領

公募に参加する者は、応募申請書等に必要事項を記載の上、応募先に提出すること。

(1) 応募申請書等 (各1部)

イ 応募申請書 (別紙「書式1」)

ロ 見積書 (別紙「書式2」)

ハ 誓約書 (別紙「書式3」)

ニ 役員等名簿 (別紙「書式4」)

ホ 以下の事項を記載した履歴書 (書式自由、写真添付)

- ・ 氏名、生年月日、性別
- ・ 法律事務所の名称、所在及び電話番号
- ・ 略歴 (弁護士登録年月日、公職等就任)
- ・ これまで担当した主な訴訟事案

(国の指定代理人となったことがある場合は、その事件名及び内容を記載すること。また、不動産取引、債権関係等に関するものがあれば、併せてその事件名及び内容を記載すること。)

※イ～ニの各提出書類の書式は、下記(2)に備えているので、事前に受け取ること。

(2) 応募申請書等の交付及び提出先

〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎10階

北海道財務局管財部審理課

電話 011-709-2311 (内線: 4442)

(3) 応募申請書の交付及び受付期間

平成30年2月5日から平成30年2月23日まで

8時30分から12時00分まで及び13時00分から17時15分まで (ただし、土、日曜日、振替休日を除く。)

(4) 応募方法

持参又は郵送 (郵送は簡易書留によるものとし、応募期間内必着)。

なお、提出された応募申請書等は返却しない。

(5) 応募の無効

本公告に示した公募の参加に必要な資格を有しない者の応募は無効とする。

4. 選考方法等

(1) 提出された書類により、面接候補者を選考する。

- (2) 面接日時、場所等は面接候補者に個別に連絡する。
- (3) 面接による審査を行い、契約相手方1者を選定する。

5. その他

本公告に関して不明な点は、上記3(2)に問い合わせること。

平成30年2月5日

支出負担行為担当官

北海道財務局総務部長 小柳津 博



【様式3】

仕 様 書

1. 業務の名称

法律問題の鑑定を行う業務等

2. 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3. 業務の内容

- ① 北海道財務局が所掌する業務の遂行上法律的疑義を生じた事項の鑑定
- ② 北海道財務局を当事者とする訴訟業務に対する助言及び業務の補助

4. 業務の実施場所、方法等

(1) 実施場所

法律事務所又は北海道財務局の事務室

(2) 書面等で指示した事項について、鑑定等を行い、鑑定等結果は原則として書面により提出する。

(3) 緊急に鑑定すべき事項が発生した場合には、電話等により実施する。

(4) 鑑定等を指示する件数は23件程度を予定している。

(注) 過去の実績からの推計であり、増減する場合がある。